特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２０６５号

東京都港区西新橋１丁目１番15号
清算株式会社　パシフィックスポーツアンドリゾーツ株式会社
代表清算人　市野澤要治
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第９号

秋田県男鹿市北浦湯本字草木原50番地の１
清算株式会社　株式会社マリン総合開発
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。

秋田地方裁判所民事第２部

平成１９年（ヒ）第５１号

名古屋市東区徳川２丁目11番６号
清算株式会社　株式会社エムズ
代表清算人　鵜飼　眞弓
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。

名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算協定認可

平成２４年（ヒ）第１号

三重県名張市八幡字口入野1300番地の２
清算株式会社　株式会社ヒサゴ
代表清算人　衣目　修三
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

１　はじめに

⑴　本件特別清算における配当（第４回配当（最終配当）。以下「第４回配当」といいます。）は、三重県再生支援協議会を中心として作成された「ミカドプロペラ㈱再生計画について」（以下「本件計画」といいます。）を通じて公平な結果となるように行います。

つまり、第１回、第２回、相殺等、第３回配当及び第４回配当の合計額（配当全体）について、修正信用貸額に応じた按分配当を行うということです。具体的には、配当原資合計に修正信用貸しシェアを積算した額から、既払額（第１回、第２回、相殺等、第３回配当合計）を控除した金額を、第４回配当として配当するということです。

配当の基準となる「修正信用貸し」とは、実質的に無担保債権（信用貸し）となっている債権額、すなわち、借入金残高から担保等により保全されていると評価した金額を控除した金額をいい、本件計画において配当の基準となる債権額として定められた金額をいいます。

⑵　債権者亡河野康裕については、第１回乃至第３回配当（合計4,491,102円）を行わず未払となっています。そこで、第４回配当の際に、この未払い額4,491,102円をあわせて配当（支払）します。その際、他の債権者と公平になるように第１回乃至第３回配当の遅延損害金は付さないこととします。

なお、亡河野康裕の推定相続人全員が相続放棄の申述をしたため、相続人不存在となっていますが、清算株式会社は、配当金受領のために相続財産管理人選任の申立は行わず、配当金は供託することとします。

⑶　本件計画において認識されていない債権者が現れた場合には、前記⑴同様に修正信用貸額を算定した上、亡河野康裕への配当と同様に、第１回乃至第３回配当に配当されるはずであった額と第４回配当額の合計額を配当することとし、第１回乃至第３回配当の遅延損害金は付さないこととします。

⑷　配当は従前届出を頂いている銀行口座に振り込む方法で行うこととします。振込先銀行口座が変更となる場合には、清算人までご連絡頂きますようお願いします。

⑸　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てます。

⑹　会社は、これにより配当されなかった元本、利息、遅延損害金について、免除を受けます。

但し、想定していない事態ではありますが、清算業務終了時において、清算株式会社が有する現預金から、清算結了までに発生する一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続きのために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続きに関する清算株式会社に対する費用請求権を弁済するために必要な金額を控除してなお、残額が存する場合は、⑴の考え方に準じて追加配当を行うこととします。追加配当を行う場合は、本項本文に基づく免除は、当該追加配当額を限度として、遡って効力を失うこととします。

２　本件特別清算における配当（第４回配当額）について

最終配当の配当原資は、会社の現預金総額から裁判所が決定した清算人及び清算人代理人の報酬額を控除した金額とします。

３　本件特別清算における配当（第４回配当）の時期について

本協定認可決定の確定の10日後を予定しています。

以上

津地方裁判所伊賀支部

監 督 命 令

平成２４年（再）第１７号

大阪府枚方市岡南町３番36号
再生債務者　藤田　二郎
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市中央区平野町３丁目６番１号　あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル６階　弁護士法人坂下法律事務所　弁護士　坂下泰啓
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。

再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（日常生活に関するものを除く。）

⑴　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
⑵　無償の債務負担行為又は権利の放棄
⑶　財産の譲受け
⑷　借財、手形割引又は保証
⑸　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
⑹　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
⑺　和解及び仲裁合意
⑻　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
⑼　別除権の目的である財産の受戻し

平成24年10月19日

大阪地方裁判所第６民事部

監督命令取消

平成２４年（再）第２号

大阪市東住吉区北田辺１丁目７番９号、主たる営業所の所在地大阪市生野区巽中２丁目８番６号
再生債務者　大阪ヨシヒロこと　吉広　達史
主文　平成24年２月10日にした監督命令を取り消す。

平成24年10月22日

大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２４年（再）第２号

群馬県伊勢崎市市場町２丁目1000番地
再生債務者　株式会社バンプラ
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年11月21日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年12月21日から平成24年12月28日まで

前橋地方裁判所民事部

平成２４年（再）第９号

名古屋市東区泉１丁目３番43号　レジディア泉1403号
再生債務者　伊藤　哲也
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後３時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年11月21日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年12月12日から平成24年12月19日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再）第１６号

大阪府堺市西区草部1263番１
再生債務者　ベルキン株式会社
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年11月27日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年１月９日から平成25年１月23日まで

大阪地方裁判所第６民事部